

公益財団法人福島県臓器移植推進財団腎移植組織適合検査助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、死体腎移植を希望する慢性腎不全患者の組織適合検査費用を予算の範囲内で助成し、患者の負担軽減を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、福島県内に住所を有する慢性腎不全患者で、死体腎移植を希望するために組織適合検査を行い、公益社団法人日本臓器移植ネットワークに新規腎移植希望者として登録をする者（以下、「申請者」という。）とする。

(交付金額)

第3条 組織適合検査費用の助成額は、15,000円を限度とし、検査費用が限度額を下回る場合は実費を助成する。

(交付申請)

第4条 申請者は、「組織適合検査費用助成金申請書及び口座振込依頼書」（指定様式）により公益財団法人福島県臓器移植推進財団理事長（以下、「理事長」という。）に申請する。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 前条の規定による申請書には、次の書類の写しを添付するものとする。

- (1) 組織適合検査費用の領収書
- (2) 臓器移植希望登録手続完了のお知らせ
- (3) 臓器移植患者登録証明書兼負担金領収書
- (4) マイナンバーの記載がない住民票の原本、運転免許証の写し等、現住所が確認できるもの
- (5) 振込先預金通帳の写し（銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの）

(助成金交付の決定)

第6条 理事長は、第4条の規定による申請があった場合は、すみやかにその内容を審査し、適正と認める場合にあつては交付決定するとともに、申請者よりあらかじめ申し出があった口座に助成金を振り込むものとし、適正と認められない場合にあつてはその旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。